

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		国際交流事業		整理番号	16			
2 予算科目		2 款	1 項	2 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
3 事業期間		平成元 年度から	年度まで	桐生市国際交流協会運営事業補助金交付要綱		8 総合戦略への掲載		
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務		9 市長公約での位置付け	有 No 22	
5 国県補助								
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）				
		外国人を含むすべての市民		国際感覚を持った人材育成及び国際化に対応したまちづくり並びに多文化共生社会の実現				
	方法	○ 直接実施 ○ 委託・指定管理 ○ 補助金		貸付	その他（ ）			
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）								
業務名		業務内容概要						
コロナバス市への桐生市高校生派遣		国際姉妹都市のコロナバス市へ高校生・大学生を派遣。現地学生との交流や異文化体験等を通じて、両市の親善を深め、異文化への理解を深める。（隔年実施、期間：8日間、参加者：10人、引率者1人）						
日本語教室		在住外国人対象の日本語教室。生活に必要な日本語の習得の支援を行うことで、スムーズに地域社会に溶け込んでもらうため実施。授業では、日本の文化やマナーについての話題も提供している。（受講者数251人）						
外国人相談		在住外国人からの各種相談に対応。やさしい日本語と英語での対応の他、現在桐生市に在住する外国人で最も多いベトナム人からの相談に対応するため週2日ベトナム語相談員1人を配置。（相談件数101件）						
インバウンドガイド		インバウンド需要を引き込むための外国人の受入れ体制整備として、協会のインバウンドガイドの市内観光案内研修（受講者11人）と市内事業者向けの多言語での接客用語集の作成及び講座（受講者19人）を実施。						
語学講座		言語を通じて各国の文化への理解を深めるとともに、海外からの観光客や在住外国人に外国語で市内を案内できるように、語学講座を実施した。ベトナム語講座（全3回・受講者10人）、スペイン語講座（全5回・受講者15人）						

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	9,401	9,157		
	人件費		千円	4,745	4,745		
	内訳	職員	人 千円	0.65	4,745	0.65	4,745
		再任用職員	人 千円		0		0
		会計年度任用職員等	人 千円		0		0
総コスト		千円	14,146		13,902		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	141		138		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財 一般財源		千円	14,146		13,902	
2 活動指標	外国人相談窓口 利用件数	目標値	件	130	130		
		実績値	件	101			
		達成度	%	78	0		
	日本語教室 受講者数(3期合計)	目標値	人	180	250		
		実績値	人	251			
		達成度	%	139	0		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	外国人相談窓口 解決件数	目標値	件	90			
		実績値	件	98			
		達成度	%	109			
	日本語教室 終了証交付数 (各期7回以上参加者)	目標値	人	90	125		
		実績値	人	64			
		達成度	%	71	0		

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

国際交流事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	外国人相談については、当協会相談窓口や庁内各部署窓口を訪れる外国人住民に対し、市から受領した通知が読めないという根本的な問題に始まり、諸手続きの際の通訳業務等を通して支援を行い問題等解決に協力した。 日本語教室では、ボランティア講師による指導により、生活上必須である日本語習得の一助となることができた。
【効率性】	B	参加費や受講料を徴収する事業については相応の受益者負担を求めているが、相談業務等費用対効果にそぐわない事業なども行っていることから一律の評価は難しい。事業費の殆どは人件費であるため、一層の効率化のためには他団体との統合による人員体制や業務内容等の見直しも検討する必要がある。
【必要性】	A	国際交流を通じてグローバルな人材を育成するほか、今後はより増加が見込まれる在住外国人との多文化共生を進めるために、より効果的、効率的な協会運営を検討する必要がある。
【公平性・透明性】	B	日本人向け事業は受益者負担を求め適正な参加費を徴収しているが、相談業務などの費用対効果にそぐわない事業や、外国人向けの日本語教室などの外国人が地域の一員として生活していく上で必要な事業は無料で行っていることから、公平性についての一律の評価は難しい。 事業内容については、ホームページや会報で公表している。
【優位性・独自性】	B	前橋市：任意団体(協会独自の職員のみ) 総事業費26,341,355円、市補助金13,195,000円、市受託事業4,207,000円 高崎市：任意団体(兼務の市職員と協会独自の職員) 総事業費約16,000,000円、市交付金約12,000,000円、委託費なし 伊勢崎市：任意団体(兼務の市職員のみ) 総事業費4,944,972円、市補助金2,022,000円、文科省補助金314,000円 みどり市：同様の団体なし
【その他(特記事項)】		特になし

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し

国際姉妹都市交流や外国人住民支援を含む国際交流・多文化共生推進事業は継続性が求められる事業内容である。今後、現状に即した事業展開を進める上で、より大きな事業効果を得られるよう事業内容や執行方法等について検討する。また、国・県等の補助金についても研究していきたい。

現状に即した事業展開を図る上で、民間実施の語学教室の受講料補助を選択せず、直営事業を実施している意義やコスト・メリット等をしっかりと検証するなど業務内容について精査されたい。

二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 1 事務事業名		防犯灯事業		整理番号	17		
2 2 予算科目		2 2 1 15 目		担当	部・局 市民生活部 課・所・室 地域づくり課 係(担当) 生活安全担当		
3 3 事業期間		年度から 年度まで		6 6 根拠法令等（主なもの）	7 7 第六次総合計画での位置付け（基本計画） ○		
4 4 事務分類		法定受託事務 ○ 自治事務		桐生市安全なまちづくり推進条例	8 8 総合戦略への掲載		
5 5 国県補助				桐生市安全なまちづくり推進基本計画	9 9 市長公約での位置付け 有 No 31		
10 10 事業概要		目的		誰・何を（対象） どのような状態にしたいか（意図）			
		町会自治会、市民の防犯		防犯灯電気料金を市で負担することにより、町会自治会の負担を軽減するとともに、地域の犯罪の減少につなげる。			
		方法 ○ 直接実施 委託・指定管理 補助金 貸付 その他（ ）					
		10 10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）					
		各町会・自治会で設置した防犯灯の電気料金の一部（電気料金基本額の約1/3）を長年補助してきたが、町会・自治会の負担軽減のため、令和6年度から電気料金の全額を市で負担している。					
		また、平成25年度にLED街路灯等導入促進事業にてLED化した防犯灯10,639灯をリース業者と契約し、市で灯具の維持管理を行っており、リース期間は令和4年度末で終了したが、その後も継続して灯具の維持管理を市で行っている。令和5年度からは、灯具の故障が発生した場合には町会・自治会から市へ連絡をいただき、市から維持管理委託業者へ修繕を依頼している。					
11 11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）							
		業務名		業務内容概要			
		防犯灯修繕の依頼と修繕費支払		町会・自治会から防犯灯の故障の連絡を受けると、場所等を確認した上で維持管理業者へ連絡し修繕を依頼する。また、修繕後には業者へ修繕費用を支払う。			
		防犯灯電気料金の支払い		毎月、東京電力からの請求を受けて電気料金を支払う。			
		防犯灯設置奨励費の調整		各区長へ新規設置計画の提出を依頼し、提出を受けた計画書を確認して防犯協会と交付先・交付灯数の調整を行う。			

II 事業実績(DO)

1 1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	31,106		31,312	
	人件費		千円	4,265		4,265	
	内訳	職員	人 千円	0.55	4,015	0.55	4,015
		再任用職員	人 千円		0		0
		会計年度任用職員等	人 千円	0.10	250	0.10	250
	総コスト		千円	35,371		35,577	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	352		354		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	35,371		35,577	
2 2 活動指標	防犯灯電気料金契約灯数	目標値	灯	9,262		9,362	
		実績値	灯	9,262		9,362	
		達成度	%	100		100	
	年間防犯灯新規設置灯数	目標値	灯	93		100	
		実績値	灯	93		100	
		達成度	%	100		100	
3 3 成果指標（数値化が困難な場合はその理由も記載）	犯罪を抑止した件数自体は数えることが不可能であるため、数値化は困難。	目標値					
		実績値					
		達成度	%				
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

防犯灯事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">A</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p>防犯灯の設置数が増えることで夜間の暗がりを解消し、犯罪が発生する要因を排除することにつながるため、防犯上効果的である。防犯灯数は増加傾向にあり、地域の犯罪抑止力の向上につながっている。</p>																		
<p>【効率性】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">B</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p>長年、各町会・自治会にて支払いをしてきた防犯灯の電気料金を市が全額負担するようになったことに加え、LED防犯灯のリース契約終了後も、灯具の維持管理を継続して市で行っている。 これにより、町会・自治会の負担が軽減されるとともに、防犯灯の新規設置が比較的容易となり、夜間の暗がりの解消に寄与する。</p>																		
<p>【必要性】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">A</p> <p>・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)</p>	<p>夜間の暗がりを解消することが犯罪の抑止につながることから、防犯灯の新規設置は今後も必要であり、既存の防犯灯も含めて電気料金を市で負担することは意義のあることと考えられる。 なお、電気料金を市で負担することから、必要以上の防犯灯が設置されないよう、防犯灯設置基準を定めて町会・自治会へ周知している。</p>																		
<p>【公平性・ 透明性】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">B</p> <p>・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載</p>	<p>防犯灯の新規設置の際は、町会・自治会において地域の要望や想定利用軒数等を考慮して設置候補箇所を決めていただき、市では当該箇所没有问题ないかを確認している。新規設置の費用は町会・自治会の負担となるが、設置後の電気料金及び灯具の修繕費用は市で負担している。</p>																		
<p>【優位性・ 独自性】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">B</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">新規設置</td> <td style="text-align: center;">電気料金の負担</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>市または町会・自治会、商店連盟</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>高崎市</td> <td>町会・自治会(1灯あたり2.3万円を上限に補助)</td> <td>町会・自治会(年間電気料の8割を補助)</td> </tr> <tr> <td>伊勢崎市</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>みどり市</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> </table>		新規設置	電気料金の負担	前橋市	市または町会・自治会、商店連盟	市	高崎市	町会・自治会(1灯あたり2.3万円を上限に補助)	町会・自治会(年間電気料の8割を補助)	伊勢崎市	市	市	太田市	市	市	みどり市	市	市
	新規設置	電気料金の負担																	
前橋市	市または町会・自治会、商店連盟	市																	
高崎市	町会・自治会(1灯あたり2.3万円を上限に補助)	町会・自治会(年間電気料の8割を補助)																	
伊勢崎市	市	市																	
太田市	市	市																	
みどり市	市	市																	
<p>【その他(特記事項)】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など</p>	<p>本市では、防犯灯の電気料金は市で負担しているが、防犯灯の新規設置の費用は町会・自治会で負担し、その一部を防犯協会から補助している。市のコストを抑えながら、自治会・町会と協力しながら、防犯灯事業を実施している。</p>																		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">現状のまま 維持</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>この事業の目的は、町会・自治会の防犯灯新設のための環境を整え、夜間の暗がりを解消することで犯罪の抑止につなげることである。課題としては、町会・自治会によって事情が異なる中で、防犯灯の新規設置を促しつつも必要箇所以上の新規設置は抑止する必要がある。</p>
<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>意見</p> <p>必要以上の新規設置が課題のようであるが、そのような傾向があるのであれば、現行の設置基準を見直しされたい。 また、本業務に係員1名が業務の半分を割いている状況であるが、業務分担も含めて見直しされたい。</p>
<p>最終評価</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>意見</p> <p>二次評価のとおり。</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		自治組織支援事業		整理番号	18													
2 予算科目		2	款	1	項	15	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○								
3 事業期間		平成20 年度から 年度まで		桐生市コミュニティ助成事業補助金交付要綱		8 総合戦略への掲載												
4 事務分類		法定受託事務 ○ 自治事務		桐生市魅力あるコミュニティ助成事業補助金交付要綱		9 市長公約での位置付け		有	No	31								
5 国県補助		なし		桐生市区長連絡協議会運営事業補助金交付要綱														
目的		誰・何を（対象）				どのような状態にしたいか（意図）												
		桐生市区長連絡協議会及び市内自治組織				地域コミュニティ活動の効率化・活性化を図りたい。												
方法		○ 直接実施		委託・指定管理		補助金		貸付		その他（ ）								
10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）																		
<p>■事業概要</p> <p>桐生市区長連絡協議会の事務局として、月例定例会や視察研修の設営、県内12市の連合組織である群馬県区長自治会長連合会との連携などを通じ、各組織が抱える諸問題の解決や安定的な運営体制の構築に向けた支援を行う。</p> <p>市内自治組織に対しては、一般財団法人自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業補助金」、公益財団法人群馬県市町村振興協会が実施する「魅力あるコミュニティ助成事業補助金」の獲得支援、桐生市区長連絡協議会運営事業補助金の交付などを通じ、各組織コミュニティ活動拠点の環境改善、組織運営の効率化・活性化を支援する。</p> <p>■令和6年度補助交付実績</p> <table border="0"> <tr> <td>コミュニティ助成事業補助金</td> <td>2,500,000円（2,500,000円×1件）</td> </tr> <tr> <td>魅力あるコミュニティ助成事業補助金</td> <td>3,091,000円（2,000,000円×1件、226,000円×1件、204,000円×1件、283,000円×1件、378,000円×1件）</td> </tr> <tr> <td>桐生市区長連絡協議会運営事業補助金</td> <td>502,328円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,093,328円</td> </tr> </table>											コミュニティ助成事業補助金	2,500,000円（2,500,000円×1件）	魅力あるコミュニティ助成事業補助金	3,091,000円（2,000,000円×1件、226,000円×1件、204,000円×1件、283,000円×1件、378,000円×1件）	桐生市区長連絡協議会運営事業補助金	502,328円	合計	6,093,328円
コミュニティ助成事業補助金	2,500,000円（2,500,000円×1件）																	
魅力あるコミュニティ助成事業補助金	3,091,000円（2,000,000円×1件、226,000円×1件、204,000円×1件、283,000円×1件、378,000円×1件）																	
桐生市区長連絡協議会運営事業補助金	502,328円																	
合計	6,093,328円																	
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）																		
業務名		業務内容概要																
桐生市区長連絡協議会事務局業務		月例定例会及び役員会・視察研修の設営、群馬県区長自治会長連合会との連携																
コミュニティ助成事業補助金交付業務		コミュニティ助成事業補助金・魅力あるコミュニティ助成事業補助金の獲得支援・交付業務																
桐生市区長連絡協議会運営事業補助金交付業務		市内22区の代表者で構成される桐生市区長連絡協議会に対する運営事業補助金の交付																

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	3,657		4,337	
	人件費		千円	5,110		5,110	
	内訳	職員	人/千円	0.70	5,110	0.70	5,110
		再任用職員	人/千円		0		0
		会計年度任用職員等	人/千円		0		0
	総コスト		千円	8,767		9,447	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	87		94		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円	3,091		3,599	
	一般財源		千円	5,676		5,848	
2 活動指標	区長連絡協議会定例会ほか情報収集・交換機会創出件数	目標値	件	22		22	
		実績値	件	22			
		達成度	%	100		0	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	区長会の活動により地域との連携強化は図られているが、成果の数値化は困難である。	目標値					
		実績値					
		達成度	%				
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

自治組織支援事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p>自治組織に期待される役割が拡大する一方で、各組織とも担い手不足に伴い活動資金や拠点維持費の調達に苦慮している。コミュニティ助成事業補助金の獲得支援を通じ、コミュニティ活動拠点の環境改善が図られ、各種活動の効率化・活性化の一助とすることができた。</p>
<p>【効率性】</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p>桐生市区長連絡協議会の事務局運営、県内12市の区長会連合会組織である群馬県区長自治会長連合会との連携などにより、市内自治組織が抱える各種課題の解決に向けた効果的な情報収集・情報交換が図られている。この会の活動を通じては、自治組織及び地域住民と市との間の行政連絡、協力依頼事項等の調整が行われており、市政の発展及び公共の福祉の増進に寄与された。また、コミュニティ助成事業補助金においては、実質的な財政負担を伴わず、地域コミュニティ活動拠点の大幅な環境改善が図られている。</p>
<p>【必要性】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)</p>	<p>少子高齢化や人口減少など年々変化する社会情勢のなか、自治組織に求められる役割は拡大する一方、各自治組織とも活動の担い手や後継者の確保、活動資金の調達に苦慮している。これを解消し、持続可能な運営体制を構築するため、情報交換機会の創出や補助金獲得支援など資金面でのサポートは今後も必要であると考える。</p>
<p>【公平性・ 透明性】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載</p>	<p>コミュニティ助成事業補助金は、過去の補助実績を踏まえて偏りが無いよう助成しているため、公平性を確保しているものとする。</p>
<p>【優位性・ 独自性】</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。</p>	<p>区長連絡協議会と同等な組織への助成金額（R6予算ベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●桐生市（区長連絡協議会）：687,000円 ○前橋市（自治会連合会）：283,000円 ○高崎市（区長会他）：14,906,000円 ○伊勢崎市（区長会）：4,170,000円 ○太田市（区長会等）：5,130,000円 ○みどり市：なし
<p>【その他（特記事項）】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など</p>	

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>現状のまま 維持</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>少子高齢化や人口減少といった社会情勢のもと自治組織に求められる役割は拡大するなか、各組織とも活動の担い手や後継者の確保、活動資金の調達に苦慮している。これを解消するため、情報交換機会の創出や補助金獲得支援など資金面でのサポートは今後も必要であると考える。</p>
<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>意見</p> <p>一次評価のとおり、自治組織に求められる役割が拡大する中、活動の担い手不足等の制度存続に関わる課題を認識しているのであれば、自治組織のあり方や支援の仕方を含めた工夫・見直しが必要であり、自治組織の再編（統廃合）に向け、早急に検討を開始されたい。</p>
<p>最終評価</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>意見</p> <p>一次評価のとおり、自治組織に求められる役割が拡大する中、活動の担い手不足等の制度存続に関わる課題を認識しているのであれば、地域担当職員制度を通じて各自治組織が抱える問題の把握に努めるとともに、再編（統廃合）も含めた今後のあり方に対する議論が適宜行われるように市から情報提供を行うなど、支援の仕方を工夫されたい。</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 1 事務事業名		交通指導員事業		整理番号	19	
2 2 予算科目		2 7 項 2 目		担当	部・局 市民生活部 課・所・室 地域づくり課 係(担当) 生活安全担当	
3 3 事業期間		昭和45 年度から 年度まで		6 6 根拠法令等（主なもの）	7 7 第六次総合計画での位置付け（基本計画） ○	
4 4 事務分類		法定受託事務 ○ 自治事務		桐生市交通指導員設置条例	8 8 総合戦略への掲載	
5 5 国県補助		定額（新規指導員の制服代一部補助）		桐生市交通安全条例	9 9 市長公約での位置付け 無 No	
10 事業概要	目的			誰・何を（対象）		
	市民の交通安全			どのような状態にしたいか（意図）		
	市民を悲惨な交通事故から守り、交通安全を推進する。					
方法		直接実施 委託・指定管理 補助金 貸付		その他（ ）		
11 11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
指導員の委嘱		各区长へ交通指導員の推薦を依頼する。推薦された方を委嘱するにあたり、制服等の装備品を準備する。3年に一度、任期の初年度は委嘱式を開催する。				
出動計画の作成		毎月の指導員の出動計画を作成する。				
制服等装備品の支給		制服その他装備品の不足分の支給や交換。				
指導員の表彰		桐生市長、群馬県知事表彰の対象者について、推薦書を作成する。				
市の主催事業への協力		ニューイヤークラッシュ、堀マラソン、桐生・新里・黒保根まつりなど、交通指導員の配置表作成、連絡調整業務。				

II 事業実績(DO)

1 1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	9,731		10,200	
	人件費		千円	4,995		5,360	
	内訳	職員	人	0.65	4,745	0.70	5,110
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人	0.10	250	0.10	250
	総コスト		千円	14,726		15,560	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	147		155		
財源内訳	国・県支出金		千円	381		75	
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	14,345		15,485	
2 活動指標	交通指導員の年間出動時間	目標値	時間	6,090			
		実績値	時間	6,090			
		達成度	%	100			
	交通指導員数	目標値	人	86		86	
		実績値	人	73			
		達成度	%	85		0	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	交通事故発生件数（人身事故）	目標値	件			0	
		実績値	件	335			
		達成度	%			#DIV/0!	
	交通指導員一人当たり平均出動時間	目標値	時間	85		96	
		実績値	時間	85			
		達成度	%	100		0	

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

交通指導員事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	登校時における立哨のほか、交通安全教室及び地区行事における交通安全指導など、一人当たり年間80時間以上の出動をしており、これらの成果が交通事故の減少に結びついている。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	指導員の制服代は一式約20万円と高額であるが、指導の効果を高めるために必要であり、費用に見合った効果が出ていると考えられる。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	交通指導員事業は県から活動促進補助金が交付され、県を挙げての取り組みとなっている。児童の数は年々減少しているが、立哨箇所が減少することはなく、むしろ保護者からは新たな場所に交通指導員に立哨をお願いしたいと要望が出ている。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	A	各地区の区長からの推薦を受けて交通指導員は委嘱されるため、地域ごとに公平に人員が配置されている。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	交通指導員の制度は、交通事故の激増に伴い、警察署等との連携により交通安全を確立するために、昭和45年頃に群馬県内のほとんどの自治体で設置され、現在も、各自治体で、交通指導員事業を実施しており県内各自治体同様の業務内容である。
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま 維持
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し

市では、「交通事故を追放し このまちから 悲しみをなくそう」をスローガンに、様々な交通安全施策を行っており、中でも本事業は重要な役割を担っている。今後も、区・町会・自治会・学校と緊密に連携し、効果的な指導員事業を実施していく必要がある。

立哨箇所の追加要望がある一方で指導員数は目標値を未達成な状況である。まずは、目標値を達成できるよう指導員募集の事務などについて執行方法を見直されたい。
また、本業務に係員1名が業務の半分を割いている状況であるが、業務分担も含めて見直されたい。

二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		消費相談事業		整理番号	20						
2 予算科目		7	款	1	項	9	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
3 事業期間		年度から		年度まで		消費者安全法		8 総合戦略への掲載			
4 事務分類		○	法定受託事務	自治事務		計量法		9 市長公約での位置付け		No	
5 国県補助											
目的		誰・何を（対象）				どのような状態にしたいか（意図）					
方法		○	直接実施	委託・指定管理	補助金	貸付	その他（ ）				
10 事業概要		<p>事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）</p> <p>[消費生活センター] 消費生活に関する相談及び苦情の処理、消費者啓発や情報提供を実施した。相談員の資質向上や関係機関との連携を図り、被害者の撲滅に向けた相談体制の充実を図った。消費者出前講座、消費者月間におけるパネル展示、市内イベント等に参加し啓発活動を実施した。相談で取り扱った契約金額（多重債務・サラ金を除く）は192,467,123円（449件）で、その内、相談員の斡旋交渉・助言・情報提供等による救済金額は20,532,706円（118件）だった。新庁舎移転に伴い、9：00～16：00であった相談時間を8：30～17：15に変更し、相談時間の拡大を図った。</p> <p>[各種立入検査] 消費者の利益保護を目的として、各種法律に基づき商品を取扱っている業者に立ち入り検査を実施した。 ・計量法に係る商品量目立入検査 ・家庭用品品質表示法、製品安全4法に基づく立入検査</p>									
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）									
業務名		業務内容概要									
消費者相談		商品の購入、消費又は役務の利用等で生じた消費者被害（架空・不当請求など）、消費生活に係る苦情、相談の解決のための助言や専門機関への斡旋を図る。商品や役務、買い物相談等の消費生活全般にわたる相談、問い合わせに対する情報提供。									
消費者啓発		消費生活の中で、消費者が自主的、合理的な消費行動を実践できるよう、啓発講座の開催、消費生活情報の提供を行い、消費者問題に対する理解と意識の高揚を図る。									
各種立入検査		事業所を対象に、計量法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法に関する立ち入り検査を実施。									

II 事業実績(D0)

1 事務事業コスト		単位		令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）				
コスト		事業費(人件費除く。)		千円		1,223		729		
		人件費		千円		17,670		17,670		
		内訳	職員		人	千円	0.9	6,570	0.9	6,570
			再任用職員		人	千円	1	3,600	1	3,600
			会計年度任用職員等		人	千円	3	7,500	3	7,500
総コスト		千円		18,893		18,399				
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円		188		183				
財源内訳		国・県支出金		千円		234		197		
		起債		千円						
		受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円						
		その他特財		千円						
		一般財源		千円		18,659		18,202		
2 活動指標		消費相談件数		目標値	件	800		850		
				実績値	件	820				
				達成度	%	103		0		
		消費者啓発関連出前講座開催数		目標値	件	10		15		
				実績値	件	23				
				達成度	%	230		0		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)		消費者啓発関連出前講座参加人数		目標値	人	700		800		
				実績値	人	1,062				
		達成度	%	152		0				
		目標値								
実績値										
達成度	%									

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名	消費相談事業
-------	--------

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。	
【有効性】 A ・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)	消費生活センターでは、市民の商品の購入、消費又は役務の利用等で生じた消費者被害など、消費生活に係る苦情、相談の解決のための助言や専門機関への斡旋を図った。また、商品や役務、買い物相談など消費生活全般にわたる相談、問い合わせに対し各種情報を提供した。 相談件数は年度によりばらつきがあるものの、消費者をだます手口は年々巧妙化しており、相談内容は複雑化している。 ・相談件数：令和6年度 820件 令和5年度 826件 令和4年度 712件
【効率性】 A ・費用対効果の面から記載	市民からの各種相談を受けることで、消費生活に関する問題の解決に寄与したほか、悩み等を打ち明けることで、数字には表れない市民の安心感に繋げることができた。 相談で扱った契約金額(多重債務・サラ金を除く)は、192,467,123円(449件)で、その内、相談員の斡旋交渉・助言・情報提供等による救済金額は20,532,706円(118件) ・人件費(相談員3人)：令和6年度 10,027,235円
【必要性】 A ・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び事業推進に当たっての課題等)	消費相談は年々多様化・複雑化し、かつ経済的な被害も深刻なため、今後も消費者保護の観点から必要性は高い事業であると考えられる
【公平性・透明性】 B ・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載	消費者情報を「広報きりゅう」や「ふれあいメール」等で定期的に広報・啓発を行っている。また、消費生活センターでは来所・電話等で随時相談を受け付けている。
【優位性・独自性】 B ・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。	消費者センターは県内12市1郡6町に設置されている。
【その他(特記事項)】 ※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など	

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)
 B：概ね適切であるが、改善の余地はある。
 C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性 現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	改善点・見直し(案)等 国民生活センター等からの情報や、当市で扱った相談内容などを盛り込んだ資料を作成し、出前講座等を利用してより多くの市民へわかりやすく情報提供し、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。
	今後の方向性 現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	意見 フィッシング詐欺やSNSを通じたロマンス詐欺、悪質なネット通販等、デジタル対応を含む消費行動の相談も増えるものとする。DX推進室のスマホ教室との連携やオンライン相談会など、効率的な業務遂行に努められたい。 また、相談内容のデータベース化や生成AIの活用など、デジタル技術の導入による業務効率化を検討されたい。
最終評価	今後の方向性 現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	意見 二次評価のとおり。

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

斎場管理事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	成果と効果はまだ出ていないが、施設整備について検討を進めている。また、管理運営については、民間力導入等の調査研究を進めている。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	A	火葬1件当たりのコストと受益者負担額 火葬1件当たりの受益者負担額 火葬1件当たりの受益者負担額 火葬1件当たりのみどり市委託費 火葬1件当たりのコスト負担額 (歳出総額÷火葬件数) (斎場使用料収入÷火葬件数) (斎場受託事業収入÷火葬件数)
・費用対効果の面から記載		R6 68千円 16千円 14千円 R7 47千円 12千円 11千円
【必要性】	B	火葬業務を担う施設の特異性に加え、葬祭事業者が携わる式場利用等、斎場業務に関する利用者受入手順や施設の稼働状況、ランニングコストなどを機会あるごとに検証し、効率的な業務運営に努めている。尚、火葬件数は、2035年頃にピークを迎えることが見込まれており、今後も施設整備計画の検証及び整備方針案の計画を早急に検討する。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	B	関係法令に基づき個人情報の取扱いに留意しながら適正に執行している。 各種手続きの案内や取扱時間などの情報をホームページ等を活用し発信している。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	本市斎場は直営であるが、他市は指定管理者制度や委託を実施している。 ・前橋市斎場：一部(火葬業務)民間委託、施設管理は直営。 ・高崎市斎場：指定管理 ・伊勢崎市斎場：直営(火葬業務委託)だが、指定管理等への移行を検討中 ・太田市斎場：指定管理
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 民間活力導入については、調査研究を行っているところである。施設整備については、桐生・みどり共同事業協議会で協議した。 修繕等については、優先度や必要性を考慮し、必要最小限度に努めている。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 施設整備については、過疎債が活用できるよう、これまで長期にわたり研究・検討している成果を早急に整理し、効率的な手法の選択を含めた施設整備の方針を定められたい。 また、業務の共同実施者として、負担割合の見直しを含めた事業の効率的な執行に努められたい。
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し 二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 1 事業事業名		文化振興事業		整理番号	22		
2 予算科目		10 款	6 項	2 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		年度から 年度まで		法令によらない事実上の行為	8 総合戦略への掲載	○	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	9 市長公約での位置付け	無	No
5 国県補助							
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）			
	方法	芸術文化団体等		芸術文化団体に対する支援を行い、参加・関係者を増やし、地域文化の振興を図る			
	直接実施		委託・指定管理	○ 補助金	貸付	○ その他（	）
10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載） 桐生市文化協会、大川美術館、群馬交響楽団などの芸術文化団体の活動を支援し、市の文化振興を進める。具体的には次の補助金等を支出する。 ・アートフェスティバル準備経費補助金【1,650,000円】 ・桐生市文化協会補助金【828,000円】 ・群馬交響楽団運営事業補助金【802,400円】 ・大川美術館管理運営費補助金【29,016,000円】 ・大川美術館施設整備費補助金【28,487,000円】 ・大川美術館優待券事業【30,000円】							
11							
業務名		業務内容概要					
アートフェスティバル準備経費補助金		桐生市内の文化資源を活用したアートフェスティバル開催に向けたリサーチ・啓蒙・コミュニティの醸成に係る東京藝術大学の活動に対して補助金を交付し、東京藝術大学との関係構築を図る。					
桐生市文化協会補助金		桐生市文化協会は桐生市及び桐生市教育委員会と桐生市文化祭を共催するほか、文化講演や芸術文化講座の開催、加盟団体の活動支援などを行っており、この活動を支援するために補助金を交付する。					
群馬交響楽団運営事業補助金		群馬交響楽団へは地域社会に音楽鑑賞の機会を提供し、豊かな情操の滋養に資することで地域オーケストラの持つ芸術的使命をはたそうとする楽団の活動に助成することで、本市の音楽文化の振興を図る。					
大川美術館管理運営費補助金等		大川美術館は地域社会一般の美術振興、美術に関する地域の普及および教養の向上を図るための各種事業を実施し、本市の美術芸術の振興に寄与貢献しようとしていることから、管理運営に対する補助金交付等を行っている。 また、児童・生徒の芸術に対する関心を深め、鑑賞能力、情操教育の高揚を目的に、市立の小・中・養護学校の児童・生徒（小学校3年生以上中学校3年生以下）並びに教職員を対象に、大川美術館に無料で入館できる優待券を配布している。加えて、令和4年度からは桐生大学短期大学部アート・デザイン学科の地域貢献を目的としたフィールドワーク授業において、大川美術館との協働で制作された優待券付きパンフレットを配布している。また、大川美術館からの実績報告をもとに、減免される入館料の一部（小・中生1名につき200円〔通常入館料300円〕、教職員1名につき500円〔通常入館料1,000円〕）を借上料として負担している。					
大川美術館施設整備費補助金		公益財団法人大川美術館について、老朽化が進んだ施設の改修工事に対する支援を行うもの。 大川美術館は、桐生市の美術の振興を図り市民の美術に関する知識の普及・教養の向上に寄与する一方、県内外問わず多くの美術ファンに親しまれており、本格的な芸術作品に出会える貴重な場所となっている。施設の充実を図り、優れた芸術文化の提供と地域の文化振興に貢献したいとの美術館の意志に賛同した企業から企業版ふるさと納税を活用した大川美術館の施設整備への寄付申し出があったため、これを財源とした整備に対する補助金を交付する。					

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）			
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	61,462		33,286		
	人件費		千円	8,030		8,030		
	内訳	職員	人	千円	1.1	8,030	1.1	8,030
		再任用職員	人	千円	0		0	
		会計年度任用職員等	人	千円	0		0	
総コスト		千円	69,492		41,316			
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	691		411			
財源内訳	国・県支出金		千円					
	起債		千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円					
	その他特財		千円					
	一般財源		千円	69,492		41,316		
2 活動指標	大川美術館事業実施回数（企画展を含む）	目標値	回	15		15		
		実績値	回	10		13		
		達成度	%	67		87		
		目標値						
		実績値						
		達成度	%					
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	大川美術館入館者数	目標値	人	10,000		10,000		
		実績値	人	7,124		8,000		
		達成度	%	71		80		
	文化協会会員数	目標値	人	2,500		2,500		
		実績値	人	2,428		2,369		
		達成度	%	97		95		

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

文化振興事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。	
<p>【有効性】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p>【大川美術館入館者数】令和6年度においては、魅力的な企画展を行うことにより入館者数は増加した。特に石内都展では全国各地から入館者があり好評を博した。</p>
<p>【効率性】</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p>地域文化の振興が目的であるため、費用対効果を示すことは難しいが、大川美術館では、依然として厳しい財務状況が続いている中、魅力的な企画展を行うことにより入館者は増加し、観覧料収益では若干の増収となった。</p>
<p>【必要性】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び事業推進に当たっての課題等)</p>	<p>市民の文化・芸術に対するニーズは高く、市民の生活の向上に寄与する。</p>
<p>【公平性・透明性】</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載</p>	<p>大川美術館で行われる企画展や出前講座等の催しについて、広報への掲載、ふれあいメールの配信、チラシやポスターの掲示を行い、情報の提供に努めている。また、大川美術館は、その立地から入館が困難な高齢者や障害者を招待して市民文化会館で実施される移動展や、市内の学校と連携して行われる出張授業など、多様な事業で広く市民の方に芸術を発信している。</p>
<p>【優位性・独自性】</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。</p>	<p>【群馬交響楽団運営事業補助金】高崎市を除く県内11市で協調して行っている。また、東毛地域を対象に、太田市と桐生市では年に1回ずつ東毛定期演奏会が行われており、桐生市内の小・中学校向け特別価格のチケットの斡旋や、招待券の配布等を行っている。ただし、令和3年度以降は太田市のみでの開催となっている。その他の事業としては、美喜仁桐生文化会館において県民音楽のひろばで演奏会や小・中高生の移動音楽教室、楽器セミナーを実施している。</p>
<p>【その他(特記事項)】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的な内容など</p>	

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等の工夫・見直し</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>集客等への工夫や効率的な運営などの自助努力を継続的に促し、地域における様々な自主的文化活動を支援・奨励していく。</p>
	二次評価 (内部評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等の工夫・見直し</p>
最終評価		<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等の工夫・見直し</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		スポーツ推進事業		整理番号	23					
2 予算科目		10	款	7	項	2	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		年度から		年度まで		スポーツ基本法		8 総合戦略への掲載	○	
4 事務分類		法定受託事務		○	自治事務		9 市長公約での位置付け		無	No
5 国県補助										
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）				
		市民		スポーツを実践する機会を提供し、生涯スポーツと競技スポーツの推進を図る。						
		方法		○ 直接実施 ○ 委託・指定管理 ○ 補助金		貸付		その他（		）
		事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）								
		◆生涯スポーツの推進		生涯にわたり市民がスポーツに親しめるよう“いつでも どこでも だれでも楽しめるスポーツを”の実現に向け、スポーツ環境の充実に努めた。						
		◆競技スポーツの推進		体育協会加盟団体と連携し、関東大会や全国大会に出場する選手に対する支援や選手の競技力向上への支援を行い、上位入賞できる選手の育成に努めた。						
		◆団体・指導者の育成		講演会等を行い、競技や種目に対応した専門的指導者の育成による選手強化を図った。						
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）								
		業務名		業務内容概要						
		市民体育大会開催委託		桐生市体育協会に加盟する29競技団体で組織する運営委員会が事業主体となり実施						
		市長杯スポーツ交流大会		少年少女の交流大会3競技、一般の交流大会11競技にて実施。						
		県民スポーツ大会への選手団派遣		夏季大会（水泳）、秋季大会（サッカー等16競技）、冬季大会（スケート・スキー）への桐生市選手団派遣						
		学校開放運営事業委託		学校開放事業の運営・管理を各地区（公民館単位）の運営委員会へ委託						
		スポーツ・文化参加奨励金の交付		対象となる大会へ参加した選手に対し、奨励金を交付						

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	37,091		37,907	
	人件費		千円	14,600		14,600	
	内訳	職員	人	2	14,600	2	14,600
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	0	0	0	0
総コスト		千円	51,691		52,507		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	514		522		
財源内訳	国・県支出金		千円	0		0	
	起債		千円	0		0	
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	0		0	
	その他特財		千円	44		30	
	一般財源		千円	51,647		52,477	
2 活動指標	市民体育大会実施競技数	目標値	団体	29		29	
		実績値	団体	27		29	
		達成度	%	93		100	
	学校開放実施施設	目標値	カ所	29		29	
		実績値	カ所	29		29	
		達成度	%	100		100	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	市民体育大会参加人数	目標値	人	7,003		6,430	
		実績値	人	6,430		6,430	
		達成度	%	92		100	
	学校開放利用者数	目標値	人	187,613		194,419	
		実績値	人	194,419		194,419	
		達成度	%	104		100	

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

スポーツ推進事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	市民体育大会は、体育協会加盟競技団体との連携事業であり、市民が参加しやすい大会の企画運営を心掛けて行われているが、令和6年度は当日の天候不良により急遽中止となった大会があったため、令和5年度より参加人数が減少している。学校開放利用者数については、増加している。両事業ともスポーツ人口の底辺拡大や市民の健康維持・増進に寄与しているものと考えられ、生涯スポーツの推進に有効であると言える。 (市民体育大会参加者数) R5実績 29団体 7,003人 R6実績 27団体 6,430人 (学校開放利用者数) R5実績 12,265件 187,613人 R6実績 12,528件 194,419人
【効率性】	A	市民体育大会については、市民体育大会運営委員会へ、学校開放運営事業については、各地区の運営委員会へそれぞれ運営委託をしている。委託料の交付により競技団体や選手の負担軽減が図られ、市民のスポーツ参加への後押しとなっている。このことにより、将来的に日本や世界で活躍できる選手の発掘・育成に繋がっていると考える。
【必要性】	A	市民体育大会について、令和6年度で第77回目となる歴史ある大会であり、市民体育大会への出場を目標に日々練習する市民も多い。学校開放についても地域住民の活動の場として有効利用され、これらスポーツ活動は、コミュニティ形成や地域社会の活性化に繋がっていると考える。また、健康寿命の延伸により、将来的な医療費の削減が期待できる。
【公平性・透明性】	B	イベント開催時には、市ホームページ、広報きりゅう、公民館だより、ふれあいメール等を活用し、広く参加者を募集している。市が主催するイベントについては基本的に参加料は無料であるが、スポーツ傷害保険料のみ受益者負担とする場合がある。
【優位性・独自性】	B	各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催や補助金の交付など、県内他市においても同様の事業を実施している。そのなかでも、ふれあいスポーツフェアや小学生ナイター陸上競技教室については、桐生みどり未来創生会議の連携事業の一環としてみどり市合同で開催しており、学校や地域を超えた交流を創出している。
【その他(特記事項)】		※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など スポーツ・文化参加奨励金について、昨今の物価上昇等の影響を鑑み、令和7年4月1日に要綱を改正した。(全国大会出場時の奨励金を5,000円から6,000円へ値上げしている。)

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	市民ニーズが多様化するなか、各種スポーツ教室・スポーツイベント実施の際には市民の声に耳を傾け、桐生市スポーツ文化事業団と連携を図るとともに、体育協会加盟団体、地区団体の協力を得るなか、継続的に事業の実施に努める。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	補助対象経費について改めて審査し、効率的な運営などの自助努力を積極的に推進されたい。また、本業務に係員2名を割いている状況であるが、業務分担も含めて見直しされたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等の工夫・見直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		球都桐生プロジェクト推進事業		整理番号	24		
2 予算科目	10 款	7 項	2 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
3 事業期間	R5	年度から	-	年度まで	球都桐生プロジェクト推進事業補助金交付要綱	8 総合戦略への掲載	○
4 事務分類	法定受託事務	○	自治事務	クラウドファンディング活用球都桐生プロジェクト推進事業補助金要綱	9 市長公約での位置付け	有 No 33	
5 国県補助	-			動画配信等環境整備球都桐生プロジェクト推進事業補助金交付要綱			
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）			
	方法	桐生市を		関係人口、交流人口の多い活気のあるまちにすること			
11 主な業務内容	（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
	業務名	業務内容概要					
	各種事業の計画	球都桐生プロジェクトマネジメント業務の委託先である株式会社ノッティングヒルとの綿密な打ち合わせを行い、各種事業の進捗状況の確認及び新規事業等の実施に向けた調整等を行っている。					
	イベントの開催	各種イベントを実施するにあたり、協力団体との良好な関係を構築し円滑に事業を遂行できるよう調整を行っている。					
	各種協議	東武新桐生駅の野球場化装飾及び副駅名「球都桐生」の付与に係る東武鉄道株式会社との装飾デザインと想定される効果の協議、さらには企業広告のサイズ、掲出位置や価格等について各種協議を実施。					
	各種補助金の交付等	各種補助金や委託契約の各種様式の作成や、申請者への補助金申請書等の記入方法の指導、補助金申請書の受付、交付決定書等の通知書の送付、実績報告書の受付、交付確定書等の通知等を実施。					
	経理	球都桐生プロジェクト事業補助金は、ビジネスネットバンキングによる出入金を行っており、市の会計システムに沿った方法で適宜支出命令書や納簿等の作成・管理を行い適正な経理処理を実施。					

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	85,583		116,605		
	人件費	千円	14,235		14,235		
	内訳	職員	人	1.95	14,235	1.95	14,235
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	0	0	0	0
	総コスト	千円	99,818		130,840		
	市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	993		1,302		
財源内訳	国・県支出金	千円	0		0		
	起債	千円	0		0		
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円	0		0		
	その他特財	千円	85,583		116,605		
	一般財源	千円	14,235		14,235		
2 活動指標	東武新桐生駅球場化装飾に係る広告掲出企業数	目標値	社	15	10		
		実績値	社	30			
	スポーツマンシップ講習会受講者数	目標値	人	400	400		
		実績値	人	463			
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	東武新桐生駅球場化装飾お披露目の集客数	目標値	人	300	500		
		実績値	人	500			
		達成度	%	167	0		
	スポーツマンシップ資格認定講習会受講者数	目標値	人	10	10		
実績値		人	10				
	達成度	%	100	0			

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

球都桐生プロジェクト推進事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p>A</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p>球都桐生モニュメント設置委託事業の一環として東武新桐生駅球場化装飾及び副駅名「球都桐生」付与を実施。東京からの玄関口である新桐生駅を球場化装飾したことが話題性を呼び、各種メディアに取り上げられたことで桐生を全国に発信することができた。また、球場化装飾を実施するにあたり、新桐生駅への企業広告数が7社から30社まで増加し、地域からも応援される事業となったことから、本プロジェクトの有効性はあるといえる。</p>
<p>【効率性】</p> <p>B</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p>球都桐生ウィーク期間中に開催した各種イベントや、野球ラボの活用については多くの市民に周知することができ、多くの市民が参加したことから費用対効果は高いといえる。一方で、「球都桐生ホームページ」およびSNS構築、球都桐生歴史コンテンツ製作等のデジタル関係の事業については、十分に周知できなかったことや閲覧者が限られることから課題が残る事業となった。</p>
<p>【必要性】</p> <p>A</p> <p>・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)</p>	<p>令和4年度に9月10日を球都桐生の日と制定し、令和5年度から本格的に球都桐生プロジェクトが始動しているが、徐々に本プロジェクトの認知度が高まり、また、市内の多くの企業や市民から応援される事業となった。球都桐生プロジェクトは野球だけでなく、様々なスポーツの発展やイベント開催にも寄与しており、市内の企業や各種団体との繋がりもあり、市政（他の施策）にも生かせることから、本プロジェクトの必要性は大いにあるといえる。</p>
<p>【公平性・ 透明性】</p> <p>B</p> <p>・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載</p>	<p>野球ラボ整備、地域産業との融合助成等の事業において、適切に公募を実施したことから公平性、透明性が担保できているといえる。</p>
<p>【優位性・ 独自性】</p> <p>A</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。</p>	<p>全国で「球都」を標榜している都市は本市を含めて4都市（桐生市、千葉県木更津市、福井県敦賀市、愛媛県松山市）であるが、野球を皮切りに様々な事業を実施しているのは本市のみである。また、球都桐生プロジェクトは野球関係者のみならず、桐生市内の企業や各団体、東武鉄道株式会社や株式会社講談社等の影響力のある企業との接点を持ち、協力体制を構築できていることから優位性・独自性は十分にあるといえる。</p>
<p>【その他（特記事項）】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的な内容など</p>	

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>	<p>球都桐生を全国に発信することで、関係人口、交流人口の増加を目指すことは継続しつつ、費用対効果の低い事業については、補助金額の見直しや周知方法の再考により、効果的な事業となるよう見直しを行いながら実施する。</p>
	<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>
<p>最終評価</p>		<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>執行方法等 の工夫・見 直し</p>

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		市史編さん事業		整理番号	25		
2 予算科目		2 款	1 項	16 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	
3 事業期間		令和4 年度から	令和18 年度まで	桐生市市史編さん審議会条例	8 総合戦略への掲載		
4 事務分類		法定受託事務	<input type="radio"/>	自治事務	桐生市市史編さん審議会公募委員に関する公募実施要綱	9 市長公約での位置付け	無 No
5 国県補助				桐生市市史編集に関する要綱			
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）	
		市民		本市の歴史的な歩みを明らかにすることで、市民の郷土愛を醸成するとともに、後世へ貴重な史資料を継承する。			
		方法		<input type="radio"/> 直接実施		<input type="radio"/> 委託・指定管理	
				<input type="radio"/> 補助金		<input type="radio"/> 貸付	
						その他（ ）	
		10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）					
		市史編さん事業は、『新編 桐生市史』編さん基本計画に則り、事業期間を令和4年度から令和18年度までとし、その間に合計15冊の市史（資料編5冊：原始・古代、中世、近世1、近世2、近現代）（通史編4冊：原始・古代・中世、近世、近代、現代）（特別編6冊：自然、民俗、桐生の織物、文化とスポーツ、建造物、絵図・地図・写真）の刊行を予定している。					
		令和6年度においては、各部会（原始古代、中世、近世、近現代、自然、民俗）とも執筆に向けた史資料の収集・調査研究を進めるとともに、その成果をいち早く市民にお知らせするため、「桐生市史研究」（学術誌）の刊行や講演会を実施した。					
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）					
業務名		業務内容概要					
部会活動業務		部会運営に関する日程調整や資料作成、史資料所蔵宅等への調査に係る連絡調整や史資料の撮影、出張調査における随行					
市史編さん審議会運営業務		日程調整や資料作成、議事録作成、委員長・副委員長との打ち合わせ					
市史編さん編集委員会運営業務		日程調整や資料作成、議事録作成、編集委員長との打ち合わせ					
「桐生市史研究」刊行業務		原稿執筆依頼・とりまとめ、校正、印刷業者選定、販売					
『新編 桐生市史』編さん講演会開催業務		講演者の選定、広報、資料作成、会場設営及び運営					

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	19,567		22,888		
	人件費	千円	18,450		18,450		
	内訳	職員	人	1.5	10,950	1.5	10,950
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人	3	7,500	3	7,500
	総コスト		千円	38,017		41,338	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	378		411		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
	一般財源	千円	38,017		41,338		
2 活動指標	「桐生市史研究」の刊行	目標値	冊	1	1		
		実績値	冊	1			
		達成度	%	100	0		
	『新編 桐生市史』編さん講演会の実施	目標値	回	1	1		
		実績値	回	1			
		達成度	%	100	0		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	「桐生市史研究」の頒布	目標値	部	290	390		
		実績値	部	290			
		達成度	%	100	0		
	『新編 桐生市史』編さん講演会の入場者	目標値	人	100	100		
		実績値	人	80			
		達成度	%	80	0		

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

市史編さん事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	<p>「桐生市史研究」については、300部作成し予備10部を除く290部を頒布し、講演会についても目標数には及ばなかったものの80名の参加があり、一定の成果があったと思われる。『新編 桐生市史』の本編の刊行は令和9年度からとなるので、それまでは各部会の報告書等の刊行や講演会開催を継続し、市民への市史編さん事業に対する関心を高めていきたい。</p>
【効率性】	B	<p>まだ『新編 桐生市史』の本編刊行前であるため、効率性については判断できる状況にはないが、今後も事業費を精査し、適切な事業執行に努めていきたい。</p>
【必要性】	A	<p>市史編さん事業は、市民の郷土への愛着を育み「文化のかおり高い桐生」に寄与することや、歴史的資産と伝統を生かした「まちづくり」の指標となること、そして市民の知的共有財産として貴重な文化遺産を未来へ継承することを目指している。 課題としては、業務の性質上、専門性の知識を有する職員の配置や人材育成など、事務局体制の強化が挙げられる。</p>
【公平性・透明性】	A	<p>『新編 桐生市史』を刊行することにより、多くの市民に郷土の歴史や文化遺産等に親しむ機会を提供できる。また、頒布については、必要経費を考慮する中で、市民が手に取りやすい価格にて販売予定である。</p>
【優位性・独自性】	B	<p>現在、群馬県内では館林市と伊勢崎市で市史編さん事業を実施している。館林市においては平成13年度から事業を開始し、これまでに通史編3冊、資料編6冊、特別編7冊、別巻6冊を刊行し、事業継続中である。伊勢崎市では令和5年度から令和17年度までの事業期間で、通史編4冊、資料編7冊、特別編8冊を刊行予定である。</p>
【その他(特記事項)】		<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	本事業は令和4年度から始まった事業であり、現在は市史の刊行に向けて史資料の収集・調査研究・執筆等を行っている段階である。今後も事業を継続し、刊行計画に沿った刊行ができるよう推進していきたい。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	一次評価のとおり。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		生活環境保全事業		整理番号	26	
		担当	部・局 課・所・室 係(担当)	市民生活部 SDGs推進課 環境保全担当		
2 予算科目	2 款	7 項	1 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間	年度から		年度まで	環境基本法、水質汚濁防止法、	8 総合戦略への掲載	○
4 事務分類	○ 法定受託事務	○ 自治事務		騒音規制法、振動規制法等	9 市長公約での位置付け	無 No
5 国県補助	無			桐生市環境基本条例		
目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
		生活環境の保全及び公害の未然防止を図り		市民が安心して生活できるようにする		
方法		○ 直接実施 ○ 委託・指定管理 ○ 補助金		貸付	その他（ ）	
10	事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）					
事業概要	<p>【水質調査】</p> <p>(1) 河川水調査 渡良瀬川、桐生川、早川の計8地点において年4回調査を実施</p> <p>(2) 河川水調査（農業等） 渡良瀬川、桐生川のそれぞれ1地点、計2地点において年2回調査を実施</p> <p>(3) 流入河川水調査 渡良瀬川への流入河川8河川、桐生川への流入河川5河川、その他2河川において年2回調査を実施</p> <p>【騒音・振動調査】</p> <p>(1) 環境騒音調査 市内6地点の環境騒音調査を実施</p> <p>(2) 自動車騒音調査 市内7地点の自動車騒音調査を実施</p> <p>(3) 自動車騒音常時監視 一般国道、県道、市道（4車線以上）において21路線を5年計画でローテーションにより自動車騒音常時監視を実施</p> <p>【公害苦情調査】</p> <p>典型7公害に関する苦情相談を受けた場合に現場調査を実施 令和6年度相談件数 43件</p> <p>【公害防止協定等に基づく事業所調査】</p> <p>古河機械金属㈱、㈱大間々ゴルフクラブ、㈱フリーデン等の事業所への立入調査等を実施</p> <p>【土砂条例に基づく業務】</p> <p>令和6年度許可申請件数 1件</p> <p>無許可の土砂搬入を防止するためパトロールの実施</p> <p>【スズメバチの巣駆除費補助】</p> <p>㈱ホンダと協定を締結し、スズメバチ巣駆除に対し駆除費用の1/2（7,000円）を補助</p> <p>令和6年度補助件数 123件</p>					
11	主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）					
業務名		業務内容概要				
各種環境調査業務		各種法令や条例に基づく調査を実施。市の環境の状況把握及び監視を行う。				
公害苦情相談業務		公害に関する苦情相談の現地調査や原因者への指導を実施。				
公害防止協定等に基づく事業所調査		公害防止協定に基づき事業所の立入調査及び排水等の水質調査を実施。				
スズメバチの巣駆除補助業務		人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣を駆除するための費用の1/2を補助。(㈱ホンダと協定を締結し、本補助制度を実施。				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト	単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）			
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	5,726	4,473			
	人件費	千円	16,870	14,220			
	内訳	職員	人 千円	1.9	13,870	1.4	10,220
		再任用職員	人 千円	0.0	0	0.0	0
		会計年度任用職員等	人 千円	1.2	3,000	1.6	4,000
	総コスト	千円	22,596	18,693			
	市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	225	186			
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財 一般財源	千円	22,596	18,693			
2 活動指標	自動車騒音常時監視（面的評価）地点数	目標値	戸数	3	6		
		実績値	戸数	3			
		達成度	%	100	0		
	公害苦情件数	目標値	件	49	43		
実績値		件	43				
達成度		%	88	0			
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	公害苦情相談の解決件数	目標値	%	100	100		
		実績値	%	100			
		達成度	%	100	0		
	目標値	%					
実績値	%						
達成度	%						

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

生活環境保全事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	<p>公害苦情件数は、市民が安心して生活できるために、速やかな現地調査や、必要に応じた原因者への指導や助言を徹底しているため、目標値より6件減少した。</p> <p>各種環境調査業務は、法令等に基づき実施しているため、やめることは難しいが、水質検査については、民間業者ではなく内部の水道局に委託しているものがほとんどであり費用を少なく抑えることができています。また、環境騒音調査及び自動車騒音調査は職員が直接実施することにより費用を抑えている。</p> <p>各種環境調査業務は、法令等に基づき実施しているもので、継続することで市民が安心して生活するために必要である。公害苦情相談業務は、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的として行政が行うべきものである。また、スズメバチの巣駆除補助業務については、市民の生命を守り、安全な生活環境の維持に寄与するため継続することが望ましい。</p> <p>各種環境測定業務、公害苦情相談業務、公害防止協定に係る業務については、結果を「桐生市の環境（冊子）」において公表している。スズメバチの巣駆除補助業務については、毎年広報6月号及び10月号で市民に周知し、さらに、ふれあいメール等により周知することで多くの市民に活用していただくよう努めている。</p> <p>各種環境測定業務、公害苦情相談業務などは、法令等に基づき実施しているため優位性・独自性はない。スズメバチの巣駆除費補助業務は、県内全市において実施している。</p>
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	A	
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	
・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・透明性】	A	
・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載		
【優位性・独自性】	A	
・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	生活環境の保全に関する事業は市民の生活に直結し不可欠であることから、現状のまま維持していく必要がある。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	一次評価のとおりであり、環境保全における様々な問題に対して創意工夫により対応されたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		ごみ収集事業		整理番号	27					
2 予算科目		4	款	2	項	2	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		年度から 年度まで		廃棄物の処理及び清掃に関する法律		8 総合戦略への掲載				
4 事務分類		法定受託事務 ○ 自治事務		桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		9 市長公約での位置付け		無 No		
5 国県補助		なし								
10 事業概要	目的			誰・何を（対象）			どのような状態にしたいか（意図）			
	市民が排出する生活系一般廃棄物を			合理的に収集し、適切な施設へ運搬することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る						
	方法			○ 直接実施 ○ 委託・指定管理 補助金 貸付 その他（ ）						
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）										
業務名		業務内容概要								
ごみの収集運搬委託		ごみステーションに排出されたごみの収集・運搬業務。（委託実施）								
動物の死体収集委託		道路等で死んでいる動物（犬、猫等）の収集運搬業務。（委託実施）								
粗大ごみの収集運搬		予約申込みにより、各家庭に戸別に伺い、収集・運搬を行う。（令和6年度4,460点）（直接実施）								
高齢者支援家庭ごみ戸別収集		ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者に対し、ごみの戸別収集の際に声掛けをして安否確認を行い、生活環境の向上並びに介護者の身体的負担の軽減を図る。（令和6年度 実施件数322件）（直接実施）								

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	412,147		418,374	
	人件費		千円	53,600		53,600	
	内訳	職員	人	7	51,100	7	51,100
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	1	2,500	1	2,500
	総コスト		千円	465,747		471,974	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	4,634		4,696		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
一般財源		千円	465,747		471,974		
2 活動指標	稼働日数（ステーション収集）	目標値	日	258		258	
		実績値	日	258			
		達成度	%	100		0	
	高齢者支援家庭ごみ戸別収集（実施件数）	目標値	件	322		480	
		実績値	件	322			
		達成度	%	100		0	
3 成果指標（数値化が困難な場合はその理由も記載）	生活系ごみ量	目標値	トン	27,529		26,894	
		実績値	トン	26,594			
		達成度	%	97		0	
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

ごみ収集事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	ごみを適切に収集することで、ごみによる悪臭や害虫発生、感染症の拡大などを防ぎ、衛生的な生活環境を維持することができた。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	ごみによる感染症発生や悪臭、害虫発生を防ぐことで、医療費や衛生管理費の削減に繋がった。また、魅力的な都市環境の維持にも貢献し、地域経済の活性化に繋がった。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	人口減少や、3R意識の向上による収集量の減少があると見込まれるが、必要性は変わらないため、将来にわたって継続すべき事業と思われる。課題は、人口減少による収集効率の悪化や委託先における担い手不足、またプラスチック一括収集への対応などがある。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	B	ごみ収集に関しては、市民が誰でも利用できるよう、また、知りたいときにすぐ調べられるよう、全世帯にごみカレンダー配布するほか、ごみ分別アプリさんあ〜る、市ホームページで積極的に情報提供しています。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	高齢者家庭ごみ戸別収集を実施（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は実施。みどり市は未実施。）
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに における物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま 維持
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し

人口減少による収集効率の悪化、委託先における担い手不足、またプラスチック一括収集の開始に対応する必要がある。

収集委託の経費が増加していることから、処理原価の今後の見込みを踏まえた上で、家庭用ごみ袋に対する手数料設定なども含めた負担の適正化に向けて抜本的な見直しをされたい。
また、ごみステーション設置及び管理に関する要綱において、ごみステーションの設置基準は、おおむね20世帯で1か所としている一方で、新たに集合住宅(アパート、マンション等)を建設する者又は住宅を分譲する者は、市と事前に協議し、原則として専用のごみステーションを設置するものとしており、収集効率の向上及び自治会の担い手不足の改善を目指すという観点からも、設置基準の見直しを検討されたい。

二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		公衆トイレ管理事業		整理番号	28	
2 予算科目		4 款	2 項	3 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）
3 事業期間		平成17 年度から	年度まで		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8 総合戦略への掲載
4 事務分類		法定受託事務	<input type="radio"/>	自治事務	第5条	9 市長公約での位置付け 有 No 15
5 国県補助		なし		浄化槽法第10条		
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
		市内の公衆トイレ（30カ所）		清潔できれいな公衆トイレにするため、適正に維持管理する。		
	方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	<input type="checkbox"/> 委託・指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 貸付	<input type="checkbox"/> その他（ ）
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
公衆トイレ清掃業務		公衆トイレの清掃業務を行い、その管理を行う				
公衆トイレ修繕業務		故障により利用できない公衆トイレの状態を確認し、修繕を行う。				
公衆トイレ浄化槽保守管理等業務		浄化槽法に基づき、公衆トイレに備わる浄化槽の保守点検及び検査、清掃を委託し、その管理を行う。				

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	15,488		15,260		
	人件費	千円	3,932		3,348		
	内訳	職員	人	0.44	3,212	0.36	2,628
		再任用職員	人	0.20	720	0.20	720
		会計年度任用職員等	人	0.00	0	0.00	0
		総コスト	千円	19,420		18,608	
	市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	193		185		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
	一般財源	千円	19,420		18,608		
2 活動指標	対象施設数	目標値	箇所	30	29		
		実績値	箇所	30	29		
		達成度	%	100	100		
	修繕回数	目標値	件	16	14		
		実績値	件	18	14		
		達成度	%	113	100		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	清掃回数（大便器・小便器・手洗）	目標値	回	61,932	61,308		
		実績値	回	64,264	61,308		
		達成度	%	104	100		
		目標値					
	実績値						
	達成度	%					

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

公衆トイレ管理事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	B	公衆トイレを維持管理することにより、市民はもとより来客者も安心して快適に利用できるようになる。 令和6年度は、改修工事費を確保でき、雨漏りの修繕を行った。 また、公衆トイレ4カ所の照明器具をLEDに取替工事を行った。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	B	市内し尿処理業者7社からなる「桐生環境衛生共同企業体」に公衆トイレ清掃業務を委託している。同企業体は、長年にわたり公共施設の汲取りや清掃を行っていることから知識や経験が豊富であり、トイレ設備の不具合等に対し、迅速な対応を図っている。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第6項の規定により、市の責務として必要と認める場所に公衆トイレを設け、これを衛生的に維持管理しなければならないと規定されており、今後も継続して事業を実施する必要がある。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	B	多目的トイレは4カ所、障害者トイレは8カ所設置しており、市HP等により案内している。また、快適に利用できるトイレとして群馬県が実施している「ぐんまビジタートイレ」制度に4カ所登録をしており、県HPに紹介されている。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	B	市長公約で、「市有公衆トイレを明るくきれいなトイレに計画的リニューアル」として掲げており、清掃センターが管理する公衆トイレの他、他課管理の公衆トイレを含めた、市有公衆トイレ全ての状況を清掃センターと総合的な調整を行い、修繕等の優先順を決め、市有公衆トイレの整備を計画的に行うこととなっている。
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま 維持	公衆トイレについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第6項の規定に基づき市の責務として必要と認める場所に公衆トイレを設け、これを衛生的に維持管理しなければならないことから、継続的に行う必要がある。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	計画的リニューアルについては、他課管理の公衆トイレも含めた利用状況を踏まえた必要性などを考慮し、統廃合についての検討も進められたい。
最終評価	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	執行方法等 の工夫・見 直し	二次評価のとおり。

令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		施設整備事業		整理番号	29		
2 予算科目		4 款	2 項	4 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		令和7 年度から	年度まで		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8 総合戦略への掲載	
4 事務分類		法定受託事務	自治事務		大気汚染防止法	9 市長公約での位置付け	有 No 18
5 国県補助				桐生市清掃センター管理運営基金条例			
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）			どのような状態にしたいか（意図）		
		ごみ処理に係る施設の維持管理			施設の稼働日数、予算執行状況等から事業の健全性を検証し、適正かつ効率的に維持管理し、施設を整備する。		
	方法	○ 直接実施	委託・指定管理	補助金	貸付	その他（ ）	
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）							
業務名		業務内容概要					
ごみ焼却施設修繕		可燃ごみを処理する焼却炉設備を補修する。					
粗大ごみ処理施設修繕		不燃ごみ処理設備や粗大ごみ処理設備を補修する。					
電気設備修繕		各施設の電気設備や特別高圧設備を補修する。					
建築設備修繕		場内空調設備や水処理設備を補修する。					

II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	109,956		126,501		
	人件費	千円	9,442		9,442		
	内訳	職員	人	1.29	9,417	1.29	9,417
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	0.01	25	0.01	25
総コスト		千円	119,398		135,943		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	1,188		1,352		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円	109,956		126,501		
一般財源		千円	9,442		9,442		
2 活動指標	工事執行率	目標値	千円	110,000	126,501		
		実績値	千円	109,956	126,501		
		達成度	%	100	100		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	施設稼働日	目標値	日	365	365		
		実績値	日	365	365		
		達成度	%	100	100		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

施設整備事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	A	<p>適切な施設整備によって、ごみ処理施設を安定稼働することができ、生活系ごみの処理や飲食店などの事業系ごみを滞ることなく処理し、公衆衛生を確保することができた。</p>
<p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)</p>		
【効率性】	A	<p>ごみ処理施設は、運転開始してから28年が経過しており、老朽化した設備は突発的な故障が多いが、整備費が当初予算内に収まったため、費用対効果の高い適正な整備を行うことができた。</p>
<p>・費用対効果の面から記載</p>		
【必要性】	A	<p>平成28年度に15年間の延命化工事を実施したことで、令和13年度までの安定稼働を目指しているが、次期ごみ処理施設の建設時期については広域化協議会の中で具体的な方向性が確定しておらず、現行施設の継続利用が必要となっている。 具体的な稼働目標年度が確定するまでは、現行同様に必要最低限の施設整備を継続する必要がある。</p>
<p>・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び 事業推進に当たっての課題等)</p>		
【公平性・ 透明性】	A	<p>ごみ処理施設は、生活で発生するごみを処理しており、市民に必要な不可欠な施設となっている。また、飲食店などの事業系ごみの処理は、ごみ処理手数料として徴収しているため、受益者負担は適切となっている。なお、施設整備の財源は、清掃センター管理運営基金を充てており、直接的な市民負担はない。</p>
<p>・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載</p>		
【優位性・ 独自性】	B	<p>県内12市の運営するごみ処理施設のうち、発電設備を有する施設は、本市のほか、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市の5市のみとなっている。また、高崎市、太田市に次ぐ3番目の発電規模を有しており、電力売払い収入を施設整備に活用できる優位性を持っている。</p>
<p>・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。</p>		
【その他(特記事項)】		<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など</p> <p>現在、5市町による前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物広域化協議会を設立し、次期のごみ処理施設の運用に向けて協議を行っている。次期ごみ処理施設の方向性が確定次第、現行施設の整備方針を立てる必要がある。</p>

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま 維持
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま 維持
最終評価	今後の方向性	意見
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	現状のまま 維持